

## 長野大学・田中法博教授への処分の不当性を認定し 損害賠償請求を認める判決を求める要請書

長野大学企業情報学部に勤務する田中法博教授は、2022年10月26日に他の4名の教員とともに長野大学から減給の懲戒処分を受けました。これに対し田中教授は、長野大学を相手に、処分無効の認定と損害賠償を求める裁判を提訴しました。

主な処分の理由は、大学内で起きた理事や関連する職員らによる学内予算や教育施設の不正利用が疑われる件について、田中教授らが大学に調査をするように強く働きかけたことです。田中教授を含む教員らの行動は、大学内における不明瞭なお金の動きについて責任を持った調査と説明を求めるという、当たり前のものです。したがって田中教授らへの懲戒処分は、公立大学として当然に行うべき調査を促した者を逆に処分する、というまったく不当なものです。また田中教授に対する減給10%3か月という処分が強行されましたが、のちに労働基準法違反が指摘されたことを受けて減給額を訂正されたことからわかるように、大学の処分はさざんけでありその決定手続きも公正さを欠くものとなっています。

長野大学は上田市が設置する公立大学であり、市民と地域社会の共有財産です。その大学の運営が、不明瞭なお金の動きの解明に背を向けるようなものであってはなりません。私たちは、この裁判を通じ、田中教授らの事実解明に向けた取り組みの正当性と、大学による処分の不当性が証明されることを強く願っています。

### 【懲戒事由と反論】

- ① 副学長が目的外使用していたことが疑われた教育研究費について、次年度の執行時に「学長の許可を必要とするようにしたこと（学長の許可がなければ執行できないようにした）」が不適切である。  
(反論) ⇒ そもそも副学長は教育研究費の申請手続きを適切に行っていなかった。
- ② 教育用サーバを停止したことが不適切である。  
(反論) ⇒ 不正調査の過程で、上田市や本学の要職者が、未成年の学生と飲酒をしていることが疑われる写真、女子学生の髪を掴み後ろに引っ張っている写真、女子学生との身体的密着度合いが非常に大きく不適切な誤解を与える写真が公開状態で保存してあることが、教育用サーバ上で発見されたので「不適切な誤解を与える写真が拡散するのを防ぐため」にサーバを緊急停止した。
- ③ 副学長の研究不正を調査するように学長に強く働きかけた。また、その結果、危機管理委員会が開催され、学長名で「副学長らが目的外使用していた共同利用室」が使用停止された。  
(反論) ⇒ 適切な理由で危機管理委員会が開催されている。また、危機管理委員会の委員長は学長であり、招集権者は学長であるので、仮に危機管理委員会の手続きに問題があったとしても、田中の責任が追及されることはない。

### 【要請内容】

裁判所は、長野大学による田中教授の処分が不当であることを認め、処分の無効と田中教授への損害賠償請求を認める判決を出してください。

長野大学・田中教授の裁判を支援する会  
連絡先：nagano.saiban@gmail.com  
〒386-1102 長野県上田市上田原 1142-7 上小労連内  
TEL/0268-26-2772 FAX/ 0268-26-1903

氏名	住所